

REPORT II

保険の国際会計基準を巡る動向

保険研究部門 荻原 邦男
ogihara@nli-research.co.jp

1. はじめに

国際会計基準審議会（IASB）は2003年7月31日付けで保険契約にかかわる暫定会計基準の公開草案を発表した。コメントレターの提出期限である10月末までに約130の企業・団体等からコメントレターが寄せられ、このほどIASBのサイトに公開された。

本稿では、そもそも保険の会計基準で何が問題となっているのか、今後どのような検討が予想されるのか、を紹介することとしたい。

はじめに性急な読者のために、いくつかの点に触れておきたい。

国際会計基準は強制力を持たず、各国に自動的に適用が義務づけられるものではない。しかし、国際会計基準へのハーモナイズの観点からすれば、わが国としてもなんらかの対応

を行う必要があることは間違いない。このため、わが国の関係者も、よりよい基準作りに向け積極的に各種の提言を行っているところである。

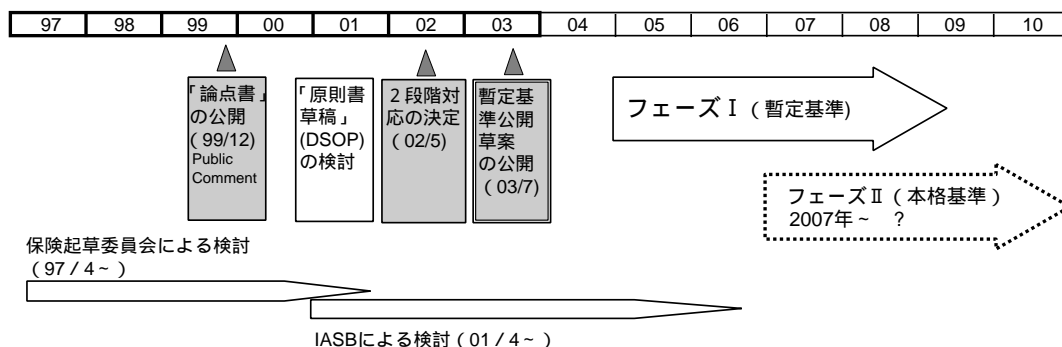
いわゆる共済と呼ばれるものも機能的には保険と変わりがないので、原則として当該会計基準の対象となる。

2. 保険契約の会計とは

(1) 保険債務とは

現在、国際会計基準でとりあげられているのは「保険契約の会計」であって、「保険会社の会計全般」ではない。つまり、その是非は別として、保険契約から発生する債務（保険契約から発生する給付を支払う義務）をどのように取り扱うかを定めるものであって、保険業の資産、負債、資本の取り扱いを包括的に定めるもので

図表 - 1 保険の国際会計基準のタイムスケジュール



はない。

さて、その保険債務（会計上は「責任準備金」と呼ばれる）とはどのように評価されるのであろうか。

保険債務（責任準備金）は一般的に、
= （将来の保険関係支出額の現在価値）
- （将来の保険関係収入額の現在価値）

で求められ、この債務額に見合う資産を保有していれば、将来の支払いに耐えうることになる。

ここで問題になるのは、

- ・「将来の保険関係支出額」つまり死亡や満期給付などの発生をどう見積もるのか
 - ・保険関係の運営経費を含めるのか否か
 - ・保険契約がどの程度存続すると見込むのか
 - ・現在価値に割り戻す利率をどう設定するか
- と言った点である。

（2）わが国の保険債務の評価方法

わが国における評価の基本的な考え方は以下のとおりである。

契約した時点の保険料計算基礎（死亡率、予定利率）を継続的に用いる。

（つまり、金利がどのような水準になっても、当初の金利を固定して使用するので、「ロック・イン方式」と呼ばれ、評価時点の計算基礎を洗い替えて使用する「ロック・フリー方式」と対照的である。）

ただし、損失を早期認識する目的で、将来収支予測が義務づけられている。すなわち、将来の収支を予想して、現在の責任準備金の水準では、将来の給付が賄えない、言い換えれば将来の損失が認められる場合には、追加責任準備金の積み増し（いわば減損処理）を行うこととしている。

また、経費は将来の収支がバランスしていると考え、経費部分を除いた純保険料だけを対

象として責任準備金を算出する「平準純保険料式」を基本とする。

図表 - 2 保険債務評価方法の比較

	わが国の手法	公正価値法
基礎率	死亡率、標準利率を法定	法定しない
基礎率の変更	契約時のもので固定（ロック・イン方式）	評価の都度洗い替える（ロック・フリー方式）
損失認識	将来収支分析に基づき追加責任準備金を計上	（自動的に行われる仕組み）である
将来の利益の初期時点認識	初期認識を行わない	初期認識を行う

（3）IASBは保険債務の時価評価を目指す

IASBの多くのメンバーは、保険債務の時価評価（公正価値評価）が適当と考えている。つまり、評価時点での金利や死亡率などの実勢を織り込んで保険債務をそのつど再評価する方式である。

近年、負債（とりわけ金融負債）の時価評価指向が強まりつつある。例えば、退職給付関係ではIAS19、SFAS87やわが国の会計に見られるように、将来の退職給付を予想し、それを評価時点の金利に準じた評価利率で現在価値に割り戻す手法が採用されている。また、各方面からの反対を受け実現しなかったものの、JWGと呼ばれるIASC（IASBの前身）の非公式グループが「全面時価評価法」（すべての金融資産・負債をその保有目的によらず時価評価する）を提案した（2000年12月）ことは記憶に新しい。

保険契約が金融商品としての側面を持つところから、保険債務もこれに準じて時価評価することが目指されているというのが、大きな流れである。しかし、後述するように、保険契約を単純に金融商品とみなして時価評価（公正価値評価）することの妥当性について関係者の合意が得られておらず、この点が最大の論点と考え

られる。

3. 暫定基準の概要

(1) 2段階での対応を目指す保険契約会計

IASBはその前身であるIASCが1997年4月に保険会計起草委員会を設けて以来、継続的に検討してきた(前々頁の図表-1を参照)。しかし、現在、公正価値評価を実施している国はどこにもなく、かつ金融商品と違って保険の取引市場がないことから、金融商品と同様の手法を使って公正価値評価を行うには多くの問題があることが判明してきた。

その一方で、EUは2005年から銀行および保険会社を含む上場企業の連結財務諸表にIFRS(国際財務報告基準)を強制適用する方針を採用したことから、暫定であってもなんらかの統一基準を作成する必要が生じた。そこで保険会計の検討を2段階に分離することとし(2002年5月理事会)、当面、EUの2005年問題に対応するための暫定基準を優先し(フェーズと呼ぶ)、これとは別に本格基準を2007年からの適用を目指して検討することとした(フェーズと呼ぶ)。

(2) 暫定基準の公開草案(ED5)

2003年7月31日に暫定基準の公開草案(ED5: Exposure Draft 5)が公開された。まず公開草案の内容を説明したい。

暫定基準の基本的考え方

2度の大きな変更に伴う実務上の対応負担を避ける意味から、暫定基準は基本的に各国の現行の会計基準を踏襲することとした。ただし、IASBの概念フレームワーク(財務諸表の作成・表示に関する枠組み)と合致しない取り扱いを原則として禁止することを提案した。例えば、後述する異常危険準備金や平衡準備金は負

債の定義を満たさないとし、認識を禁止することとした。

損失認識テストを義務づけ

現行を踏襲するとはいえ、保険債務評価の適切性を担保する意味で、保険会社に損失認識テストを義務づけている。つまり、将来のキャッシュ・フローの見積もりに基づき負債が過小であることが明確になったときは、負債を積み増して損失認識することを求めた。

表示と開示の充実

また、開示面でもレベルアップを目指すこととした。以下の3つの原則が提案され、これに沿って表示・開示を行うこととなる。

原則1: 貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書上で認識されている保険契約関連金額の特定と説明に関する情報開示を求める。

原則2: 保険契約からの将来キャッシュ・フローの見積り額、タイミング及び不確実性を利用者が理解するための情報開示を求める。

原則3: 保険契約から生じる保険資産及び保険負債の公正価値の開示を求める。

後述するように、このうち多くの批判を浴びたのは、原則3で本格基準の開始を予定する2007年より1年前の2006年1月1日以降に始まる会計年度から負債公正価値の開示を要請した点である。

4. 暫定基準に対する各国の反応

10月末までに約130の企業・団体・個人からコメントレターが寄せられた。

(1) 各国のコメントの概要

コメントの概要は以下のとおりである。

2006年1月からの負債公正価値の開示に対し、殆どのレターが反対を表明した。

サンセット条項（フェーズ の検討の終了に拘わらず、フェーズ の期間終了を待って保険を例外とする I F R S を無効とすること）にも反対の声が多い。

資産と負債の評価方法のミスマッチに対する懸念が数多く表明された。

また、公開草案は暫定基準に関するものであるが、本格基準の内容を先取りしているところが見られたところから、本格基準の方向性に関するコメントも多く寄せられた。

公正価値に対する国別の傾向（生保に限定）を大雑把にみると、次のとおりである。

英国、カナダ、オーストラリアの諸国は基本的に負債の公正価値評価を支持。

日本、米国、ドイツなどは、公正価値評価に反対。

保険監督官の国際機構である IAIS は、明確な賛否は表明していないものの、保険監督者も会計情報の重要な利害関係者であると主張している。

（２）個々の論点について

2006年1月からの負債公正価値開示

当項目には、殆どのコメントレターが反対を表明した。反対理由は、

- ・公正価値に関する議論が収束する見込みもなく、また詳細なガイダンスがないなかで開示を求めるのは時期尚早である
- ・前年度の数値も比較上必要となれば、実務的な対応は時期的に困難である

といった点である。

各層からの強い反対を考慮し、I A S B は11月の会議で公正価値の開示要求を撤回した。

資産・負債ミスマッチ

もうひとつの重要な論点は資産・負債の評価方法のミスマッチにどう対応するかという点で

ある。現状ではどの国も負債側はいわば償却原価法（金利動向にあまり影響されない）であり、資産側を I A S 39（「金融商品：認識及び測定」）に沿って時価評価すると、資産と負債でミスマッチが生じ、差額である資本のボラティリティが高まる。このことは長期的な事業である生保の利益や資本の状態を見る上で適切性を欠くのではないか、との懸念である。

実は、I A S 39 ベースの金融商品時価会計を実施している主要国は米国と日本だけであり、両国は既にこうした状況にあるとも言える。

日米の状況を概観すると、まず、米国は F A S 115（I A S 39 や日本の金融商品時価会計はこれに準じたものとも言える）を導入した1993年当時、その是非を巡る議論はあったものの、その後大きな問題とはなっていない。これは、1）米国金利がその後緩やかな低下に向かい、本格的な金利上昇局面を経験していないこと、2）一般勘定で保有している普通株式は資産の2～3%であって株式の時価変動の影響が相対的に小さいこと、によるものと考えられる。

一方、わが国では、こうした時価変動を緩和する目的で、保険会社に限定して、「責任準備金対応債券」と呼ばれる区分を新設した。満期保有目的債券は償却原価法が適用されるものの、部分的にでも売却を行うとその他有価証券に区分変更を求められる。こうした制約は適切でないとして、特定の負債と関連づけ、負債の金利感応度とその債券の金利感応度をほぼ同一に保つことを条件に、「売却可能でかつ償却原価法に従う資産区分」を保険会社に特に認めたものである。

さて、I A S B では、このミスマッチによる変動性を緩和するための方策として、1）満期保有目的に区分する基準を緩和（一定の条件を満たす場合には、部分的に売却をしても他の区

分への変更を求めない) 2) 保険契約負債対応資産という新規区分の導入、の2方策を議論してきたが、公開草案では両案は認められない、としていた。

主要団体のコメントは次のとおりである。

図表 - 3 主要団体のコメント

生保協会、米生保協会、独保協等連名コメント	両案を再考すべし
英国保険協会	指摘なし
フランス保険協会	新規区分を要望
IAIS (保険監督者国際機構)	新規区分を要望
EFRAG (欧州財務会計アドバイザリーグループ)	満期保有目的債券の条件緩和を要望
IAA (国際アクチュアリー会)	両案を再考すべし
AAA (米国アクチュアリー会)	指摘なし

11月理事会において、わが国の責任準備金対応債券に関する詳細説明と審議が行われた。しかし、結論を得るには至らず、12月に持ち越された。

異常危険準備金 / 平衡準備金

これは大災害などの損害損失に充てること、支払いの均等化を図ることを目的に、主として損害保険で計上されている負債科目である。しかし、IASBはこれが現在の契約者との関係が薄く負債計上の要件を満たさないとして、負債計上を禁止(資本計上)することを求めた。

しかし、日米の生保協会、独の保険協会等のコメントレーターは、異常危険準備金は給付に充てるため極めて長期にわたって拠出がなされていると見ることができるとし、フェーズ まで測定基準が議論されないで、負債計上の禁止は時期尚早であるとした。また、フェーズで、負債体系の一部のみ修正することは時期尚早であるとのコメントレーターも見られる。

IAS39に従うと判定された投資契約の負債評価

保険の定義は、「ある主体(保険者)が、他の主体(保険契約者)から、特定の不確実な事象(被保険事象)が保険契約者や他の給付受取者に不利な影響を与えた場合に保険契約者や他の給付受取者に補償を行うことを同意することにより、重大な保険リスクを引き受ける契約」とされているが、投資部分が大部分を占め保険要素が乏しい場合は金融商品と認識され、IAS39(金融商品)の適用を受ける。

しかし、現在のIAS39は保険契約を除外しているところから、こうした契約の保険部分の評価方法が定かになっていないとし、特にユニット・リンクが多い英国の生保からこの点を懸念したコメントが寄せられた。これは、フェーズにもつながる論点であろう。

公正価値評価に伴う未割当部分の取扱

また、IAS39の適用によって、時価評価資産の評価差額が資本の部に計上されるが、英国の生保会社は、従来この部分は資本と負債の中間的な位置づけの項目に計上していた。しかし、公開草案ではこうした中間的な勘定を認めないとしたところから、未割当ての(つまり帰属先が未決定の)部分を会計上どこに計上すべきかが課題となっている。従来、資本は株主持ち分であるとの考え方が支配的であるが、こうした考え方を変更し、契約者にも株主にも位置づけられない第二の資本カテゴリーを作成し、業績表示においても、通常の株主への貢献部分と未割当額の増減とを区分して表示する必要がある、と指摘している英国の保険会社がみられる。

5. 保険負債の時価評価は有効に機能するか

以上述べたように、負債公正価値評価の2006年開示をIASBが撤回したことから、フェーズの主たる論点は資産・負債のミスマッチと開示の詳細に移ろう。今後、IASBは主とし

てフェーズ 基準の確定をめざすこととし、フェーズ は2004年5月から本格的な検討を再開する予定と言われている。

さて、負債の公正価値評価はすでに実質的に決着済みとの見方がされる一方で、ツイーディー I A S B 議長は「保険契約の評価方法はまだ確定してはいない」と言明しているようである（日本経済新聞2003.6.26）。今回のコメントレターで公正価値評価に反対する団体（生保協会、米国生保協会、独保険協会等）も多く見られ、今後の最大の論点は「保険契約の公正価値評価が果たして有用な会計情報たりうるか」であろう。細部よりもこの点に絞って十分な議論が行われることが望まれる。以下、これを巡るいくつかの視点を紹介したい。

（1）公正価値評価の目的適合性

保険会計の目的は多様であるが、主として、(a)その年度の事業活動の評価、(b)特に当初見込んだ予定と実績との差異の把握、(c)支払能力の測定、などが挙げられよう。

負債の公正価値評価と利益計上との関係

(a)の視点を考えるに当たって、負債評価が毎年の利益にどのような影響を与えるかを見ておく必要がある。以下、死亡給付に対応する部分に限定して説明したい。

保険料を計算する際、死亡率は過去の経験値に一定の安全度を見込むのが通例である。これは将来の死亡状況が不確実であるところから、一定の安全度を見込み、実績がそれを下回れば配当で還元するという考え方である。

責任準備金 = 将来の給付支払額の現在価値
- 将来の保険料収入の現在価値

と計算されるから、極端なケースとして、「将来の給付支払額」に安全を一切見込まないで計算すれば、当初時点の責任準備金は、保険

料との差し引きで安全度を見込んだ部分の現在価値がマイナスの負債と認識され、この結果1年目に多額の利益となって現れる。

これは将来の利益の架空計上であるとする考え方が常識的であろうが、商品の販売に伴って発生する利益であるから販売行動の評価としてこれが正当である、との経営管理的視点もありうる。昨今注目されているEmbedded Valueなどの価値基準ベースの会計情報と呼ばれるものはこのような考え方に立脚している。こうした指標は保険会社を投資先とみる場合には有用であろうし、一定の情報価値があることは否定できない。しかし、例えばEmbedded Valueを根幹の会計制度としては採用しえないだろう。つまり、架空利益であるうえに、なんらかの会計制度の上に乗った二次的な付随情報だからである。

この点、わが国が採用している方法は、毎年の時間の経過とともに、安全のための割増分が不要になった時点でその都度利益を認識していくべきとする考え方であり、利益評価として目的適合性があるものと考えられる。

なお、この点に関する I A S B の検討状況は以下のとおりである。I A S B は当初、保険料の水準と無関係に、推定した発生率や実勢の評価利率などをもとに負債評価する考え方を探ってきた。しかし、これでは先の例のように、将来の利益分を契約の初期時点で認識することになり、妥当性を欠くのではないかとの議論が行われた。こうした認識を受けて、保険料との関係を重視し「(ネットの利益を認識できるという市場の証拠がない限り、) 契約発行者は保険契約締結時にネットで利益を認識することはない」こととされた。

このことで、わが国などが主張する「繰延モデル」に一步近づいたとも言えるが、全面時価

評価論者との間で成立した妥協の感があり、全体として不透明になったおそれすらある。

変動する金利を用いて長期負債を評価することの妥当性

通常の金融負債は短期のことが多い。しかし保険契約負債は長期にわたるので（デュレーションが大きく）、金利変動の影響は大きなものになる。こうした大きく変動する情報が本来の保険会計の目的に適合しているかは疑問である。すなわち、金利変動による利益・損失を保険事業の通常の活動成果と同列に見なすことはできないのではないかと。結局のところ、事業活動から発生する基本的な利益と、それ以外の変動的かつ未実現の利益に分離することが求められ、前者の基本的な利益がより重視されることになる。そうであるならば、こうした情報はむしろ開示にとどめるべきであるとする考え方には妥当性があるように思われる。

支払能力測定の観点

支払能力測定の観点から公正価値評価は一定の目的適合性が認められるものの、後述するように、これを財務会計情報として公開することが適切とは思われない。

(2) 公正価値評価の信頼性

測定手法に信頼性がなければ、会社間の比較可能性が低下し、かつ恣意的な操作を誘発しやすい。

評価利率

評価利率はその時点のリスクフリー・レートを使用することとしている。実際には期間別の金利を用いて評価することになるが、保険負債の長期性に見合う長期資産が十分に供給されていないこともあり、信頼性を持って水準を推定することは容易ではない。

安全割増の水準

過去の議論では、自由に売買が可能な金融市場との類推から、あたかも市場の情報により保険の安全割増の水準が定まるような議論があった。しかし、海外を見ても保険の二次取引市場は極めて乏しく、保険市場から導かれるリスクの水準といった金融市場と同様な議論は成り立たず、なんらかの判断要素が必要となる。

保険に内在するオプションの評価

保険は多様なオプションを持つ。保険契約者が持つ解約オプション、更新オプション（現在加入中の保険が終期を迎えた時に、同等の保険に再加入できるオプション）、さらに予定利率や最低死亡保証などもオプション的な性格を持っている。こうした保険に内在する多様なオプション性を一般の金融商品と同様に価格評価することは困難である。これは評価技術のレベルの問題というよりも、保険市場にもともと流動性が乏しく、ファイナンスで用いられる一般的な評価手法が適用しにくいからである。

(3) 概念フレームワークとの整合性（資産・負債モデルの採用は適切か）

保険契約の会計処理を取扱うモデルとして、保険契約から生じる個々の資産・負債を直接測定する「資産・負債モデル」と、収益・費用を繰延べ、時の経過とともに損益を認識しようとする「繰延モデル」の2つがある。現在、各国で行われている実務は「繰延モデル」である。「繰延モデル」の継続使用が適当であるとの主張が多くの関係団体からなされてきたが、「繰延モデル」はIASBの概念フレームワークに合致しないとして、「資産・負債モデル」に変更することを暫定決定している。

しかしながら、概念フレームワークでは財務諸表が満たすべき要件として目的適合性・信頼性、比較可能性が求められており、保険契約が

持つサービス契約的要素を考慮したとき、保険契約の公正価値評価がこれらの諸属性を備えているかは十分に検証する余地があるものと言える。

(4) 監督会計からの視点

責任準備金に公正価値評価が導入されれば、現在の方法よりも端的に支払能力が測られ、契約者保護や支払能力検証に重点を置く監督会計やリスク管理の面からも有用ではないかとの意見がある。しかし、将来のキャッシュ・フローを例えば1%程度の低率で割り戻したものを現時点での負債評価とすることは、今後20年30年にわたってこれが継続することを前提としており、果たして妥当なものであろうか。こうしたピンポイントで評価した会計情報を提供する場合、感応度情報（例えば、金利が1%変動した場合の影響など）を併せて開示したとしても、財務諸表数値の持つメッセージの意味合いは強すぎるものとなる。

もちろん内部管理会計での利用をはじめ、時価評価的視点の有用性を否定するものではないが、ドラスティックな枠組み変更よりも、時価評価的視点を踏まえ、将来収支予測の前提の精緻化や、税務面（追加責任準備金の損金認容）を含めた運用面での整備が必要かつ現実的ではなかろうか。

いずれにせよ、IASBの保険会計プロジェクトは財務会計を対象としたものであるから、監督会計には関係がないとする考えは間違いで、監督会計も少なからず影響を受ける。特にわが国の保険会計は財務会計と監督会計が分離されておらず、影響は大きい。現在の保険会計の枠組みを継続するか、財務会計と監督会計を分離するかの判断が求められているとも言えよう。その意味でもIASBの議論は重要であり、

影響が大きい。

6. おわりに

保険負債の時価評価にあたっては、本稿では触れ得なかった「保険会社自体の信用リスクを反映すべきか」といった点も含め、多くの検討点が残されている。IASBにおける保険会計の検討は、保険が金融商品であるとの前提で進められているが、保険はこれに加えて独自の側面も併せ持っている。フェーズの議論が今後本格化するが、全面時価会計論者とも思える関係者の理解を得ていくには、こうした側面を説得的に示すことがますます重要となるだろう。

また、「保険負債の時価評価がそのような変動性を持つことが必ずしも「社会的な常識」になっているわけではない」ので、「特定の前提に基づいて評価した保険会社の資産や負債の情報を流布することで、かえって誤解と混乱を生み出してしまう危険性がある」（中央大学川北教授）との指摘もされており、こうした会計情報の受容のされ方も基本的な論点であろう。

現在、いかなる国の保険会社も実施していない手法を財務会計数値として採用することにはリスクが伴う。仮に公正価値的評価を導入する場合でも、その評価手法や結果数値の持つ性質を内部管理会計・リスク管理の面で十分に検討したうえで、会計制度として採り入れるべきであろう。

1997年から検討が開始された保険会計は、フェーズがほぼ確定しつつあるなかで一段落の感があるが、公正価値評価を巡る本質的議論はむしろ今後を持ち越されている。引き続き、IASBの動向を注視していきたい。